

# 従業員等の皆さまへのお知らせ

## 税額決定通知書の見方

大阪市 市民税 通知書類 [検索](#)



税額算定の基礎となる金額		住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の合計額		給与から差し引かれる毎月の月割税額	
令和4年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	給与収入 5436629	税額控除⑤	173680	6月分	9900
所得 給与所得 3908800	主たる給与以外の合算 0	所得割額⑥	88979	7月分	9200
所得 課税 山林所得 0	所得区分 A 3908800	均等割額⑦	3500	8月分	9200
所得 所得金額の総合計額 →	課税 分離短期譲渡 0	税均等割額⑦	43420	9月分	9200
所得 所得 課税 分離長期譲渡 0	課税 株式等の譲渡 0	税額控除⑤	22245	10月分	9200
所得 所得 課税 先物取引 0	課税 先物取引 0	所得割額⑥	21100	11月分	9200
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	税均等割額⑦	1800	12月分	9200
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	特別徴収税額⑧	111100	1月分	9200
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	控除不足額⑨	0	2月分	9200
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	既充当額⑩	0	3月分	9200
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	既納付額⑪	0	4月分	9200
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	増減額(⑧-⑫)	111100	5月分	9200
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	変更前税額⑫	—		
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	増減額(⑧-⑫)	—		
所得 所得 課税 雑所得 0	課税 雑所得 0	変更月	—		

  

税額算定の基礎となる金額		住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の合計額	
社会保険料	543663	配偶者特別	0
小規模企業共済	0	扶養	330000
生命保険料	70000	基礎	430000
地震保険料	22000	雑損	0
障・寡・ひ・勤	0	医療費	11530
配偶者	330000	所得控除合計②	B 1737193

  

所得控除の総合計額 ↑	
⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。	控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示

  

納付額	
6月分	9900
7月分	9200
8月分	9200
9月分	9200
10月分	9200
11月分	9200
12月分	9200
1月分	9200
2月分	9200
3月分	9200
4月分	9200
5月分	9200

  

受給者番号	
×××××	
住	
大阪市北区中之島〇〇〇	
指定番号	区分
200000	1
宛名番号	
1	

3月16日(水)以降に所得税の確定申告書または個人市・府民税の申告書を提出された場合は、申告内容が通知書に反映されていないことがあります。申告内容を反映のうえ、特別徴収税額に変更がある場合には、後日、7月分(8月10日納期限)以降の税額を変更して通知書をお送りします。

## 所得控除(配偶者控除・扶養控除・障がい者控除など)について

毎年、お勤め先へ提出いただく「給与所得者の扶養控除等申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の申告内容に誤りがあると、配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、障がい者控除等の所得控除の適用が認められず、年度途中において、所得税や個人市・府民税が増額となる場合があります。

## ご自宅に納税通知書が届いた方へ

前年中に、給与以外の収入(所得)があった場合で、ご自宅に納税通知書が届いた方は、他の収入(所得)に対する税額について、給与から差し引かれる特別徴収税額とは別に、納付書等により直接納めていただく必要があります。

この場合は、第1期～第4期の4回払いとなりますので、各納期限までに金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。

### ●特別徴収に切替できます

納期限が到来していない税額については、お勤め先を通じて「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出いただくことにより、お勤め先の税額に合算して給与から差し引き(特別徴収)することができます。

大阪市 特別徴収切替 [検索](#)



### ●申告の際に選択できます

翌年度以降、所得税の確定申告の際に、確定申告書の第2表「住民税に関する事項」欄において、「給与から差し引き」を選択していただくことにより、お勤め先の税額に合算して給与から差し引き(特別徴収)させていただきます。

## 個人市・府民税の減額・免除について

前年中の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、失業や大幅な所得減少、災害などの特別な事情により全額負担が困難と認められる場合に限り、申請期限までの申請により収入・資産状況等を審査のうえ、減額・免除されることがあります。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市 市民税 減免 [検索](#)



## 課税(所得)証明書の発行について

大阪市内のすべての市税事務所、区役所・区役所出張所等で発行しています。

令和4年度(令和3年分所得)の課税(所得)証明書の発行開始日は次のとおりです。

●特別徴収の税額(給与から差し引かれる税額)のみの方・・・令和4年5月20日から発行します。

(注) コンビニ交付サービスを利用される場合は、令和4年6月1日からの発行となります。

●上記以外の方(納付書で納付する税額がある方など)・・・令和4年6月1日から発行します。

## 市外転出・出国に伴う納税管理人の申告

従業員等の方が、大阪市外・海外事業所への転勤・派遣等や在留期間満了等の退職により市外転出・出国(帰国)される場合で、未徴収税額を一括徴収できない場合には、未徴収税額の納税に関する事項を処理いただく方(納税管理人)を定め、大阪市へ申告・申請いただく必要があります。

大阪市 納税管理人の申告 [検索](#)

